

平成二十五年六月定例会 福祉環境委員会委員長報告

二十四番 小林 秀子でございます。

私から、本市議定会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第七十二号 工事請負契約の締結について（清掃センター焼却炉主要設備オーバーホール工事）について申し上げます。

本件の契約に際しては、参加者の有無を確認する公募を実施したが、応募事業者がなかったため、当該施設の建設事業者のメンテナンスを担当する事業者を相手方とした随意契約となりました。

今回の予定価格の決定に当たっては、工事の特殊性や専門性が高いことなどから、施設を建設した企業の関連事業者の見積りによるところが大きくなることは認識いたします。しかしながら、四億円を超える税金が投入される工事の内容とそれに要する経費について、市民が納得し得る説明をすることも重要であります。

ついては、適正な契約金額と契約手続きの透明性を確保するため、汎用性のある部品等の導入など、工事及び契約方法について、他市の事例を参考に研究・検討するよう要望いたしました。

続きまして、環境部の所管事項について申し上げます。

長沼地区において不法投棄された産業廃棄物の処理についてであります。

これまでの市の取組により、五月下旬には、市道を隔てた北側の一部撤去がされるなど、地元が望んでいる全量撤去に向けて着実に進んでいることにつきましては、感謝申し上げます。

しかしながら、残る一万八千トン余を全て撤去するには、一部撤去の実績から、約七億五千万円の費用が必要との試算が出されました。行為者のアクト全産及びその役員に主たる責任がありますが、自己破産及び旧役員の経済状況から、早期撤去は困難な状況であるため、市は、行政代執行も視野に入れて検討するとしております。

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団には、行政代執行で産業廃棄物を撤去する自治体に対し費用の七十パーセントまでを上限に支援する事業がありますので、支援が受けられるよう今後も引き続き財団と協議を続け、全量撤去の実現のため、いち早く方針を早く打ち出すよう要望いたしました。

また、市では、このような事態が再び起こることがないように、未然防止、早期発見、また拡大防止に向け、許可取消しも含めた厳正な対応を進めるとのことです。

で、機を逃すことなく、引き続き適正な対応に努めるよう併せて要望いたしました。

続きまして、保健福祉部の所管事項について二点申し上げます。

一点目は、子育て関係施策についてであります。

昨年八月に公布された「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び施策の推進並びに保育所等の利用定員の設定等に関する意見聴取のため、地方版「子ども・子育て会議」等を置くように努めることとされております。

これに対し市では、既設の長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会が、国が望ましいとしている構成員に極めて近いことから、同分科会を活用し、今後、条例等の整備を進めるとしております。

また、平成二十六年年度までを計画期間とした「ながの子ども未来プラン」の中間評価について、市民アンケート等の結果から、全体目標及び成果指標の達成状況がまとまっております。今後、庁内各課において全ての目標値の指標を達成できるよう取組強化に向けて確認がなされたところであります。

地域の子ども・子育て支援は大変重要な施策でありますので、審議の過程や中間評価などについて広く市民へ公表し、家庭、地域、事業所を含めた市民全体で考えていくことが必要であります。

ついては、平成二十七年からの子ども・子育て支援新制度の本格スタートを見据え、庁内連携はもとより、児童福祉専門分科会の機能を最大限生かすとともに、市民意見を聴取するなど、多くの市民が子育て施策の策定等に関して参画できる体制づくりを要望いたしました。

二点目は、子宮頸がんワクチンについてであります。

六月十四日に厚生労働省は当該ワクチン接種の積極的な呼び掛けを一時中止する勧告をいたしました。

これを受け市では、翌日十五日に医療機関に対して、その旨を通知したところです。本年四月に定期接種となつたばかりのワクチン接種について、このような事態になつたことは、接種対象者やその保護者並びに医療現場の混乱が懸念されております。対象者の子供を持つ保護者からは困惑しているといった声も聞かれております。

今後、国は副反応の情報を収集し、分析していくとのことですが、その結果が出される時期は未定であり、それまでの間、関係者はワクチン接種についての判断をしかねる状況が続くことが予想されます。

ついては、国の動向に注視し、情報把握に努め、正確な情報を迅速かつ広く市民へ公表するとともに、これを機会に、性感染症の予防など市民が性に関する正しい知識を得られるよう積極的な取組を併せて要望いたしました。

最後に、請願第七号 生活保護法「改正案」の廃案について国に意見書提出を求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を得て、請願の提出理由について意見を聴いた上で審査を行いました。

まず、採択すべきものとして、「申請の段階で特別な事情がないと判断されれば、福祉事務所の対応責任が問われないこととなる。あえて明文化したことは保護を受けるにくくするものであり、新たな悲劇を生み出さないためにも、改正すべきでない。貧困層を減らす別の手立てをしつかりと社会がとるべきで、本質の部分を解決していかなければいけないと思う。生活保護を受けている方々は様々な問題を抱えており、働いていないから保護を受けているという単純な話では、これからの時代弱者を守っていくことができない。どうすれば保護を受けている人たちが生き生きとした生活を営んでいく力を付けていくのかという部分の解決策や支援策がセットで出てこなければならぬ。それを待っても遅くはない。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「窓口での体制が一番大事であると思う。不正受給についても是正しなければならないと考える。就労の強要とのことだが、就労自立給付金の創設など、少しでも就労に近付けようということであり、これには当たらない。また、特別の事情があれば口頭での申請を認めないことではない。今回の改正を生活保護の状態から脱却できるような取組を行政が責任を負ったという認識の上に立ち、行政が支える体制を作っていく改正と理解すべき。その分岐点であるので、今後は法の中でどう運用するかが重要である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。